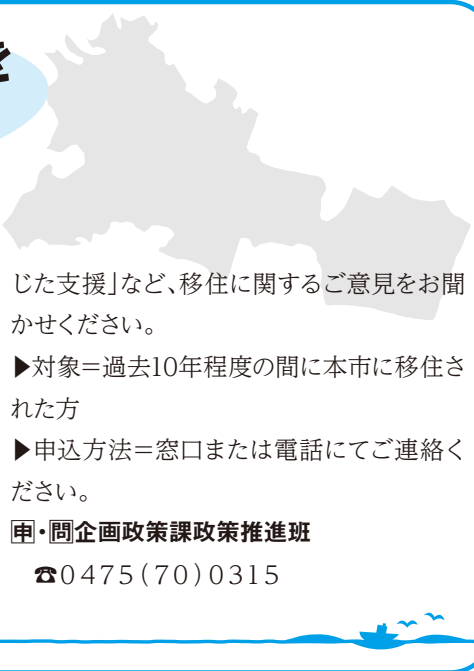


ふるさと納税の返礼品 取扱事業者を募集しています

市では、ふるさと納税制度による寄附をいただいた方へ、感謝の気持ちとして返礼品を送っています。市の魅力発信につながる特産品やサービスを返礼品として提供していただける事業者を募集しています。魅力ある返礼品を取りそろえることで、市をPRするとともに、商品等の販路拡大や



「ふるさと納税の返礼品取扱事業者を募集しています」

対象＝過去10年程度の間に本市に移住された方

申込方法＝窓口または電話にてご連絡ください。

☎0475(70)0315

☎0475(70)0315

みなさんの移住経験をお聞かせください

人口減少対策として移住を推進するため、本市に移住を検討している方への支援や情報発信などに取り組んでいます。

この取り組みに、実際に本市に移住された方の意見を取り入れ、移住・定住のさらなる促進を図るため、インタビューなどにご協力いただける方を募集します。

「本市に住むことを決めた理由」や「住んでみてよかったこと・困ったこと」、「必要だと感

叙 勲

◆春の叙勲

▶瑞宝小綬章
〈厚生労働行政事務功労〉
篠原 誠一氏（南横川）

▶瑞宝単光章
〈消防功労〉
毛利 清治氏（大綱）

◆危険業務従事者叙勲

▶瑞宝双光章
〈防衛功労〉
大塚 忠良氏（大竹）

〈警察功労〉
深田 力氏（富田）

地場産業の活性化が期待できます。

詳細は問い合わせください。

▼主な要件

- ・市内または近隣自治体で生産、製造、加工のいずれかが行われている、もしくは市内または近隣自治体の原材料を使用しているもの（加工品等の場合）
- ・市内または近隣自治体で利用できるもの（サービス等の場合）
- ・品数および数量面で安定供給が見込めること（ただし、期間限定、数量限定で供給することは可能）



・発注に対し返礼品の発送ができること

・商品情報の開示が可能であること

☎0475(70)0310

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請は6月13日(火)まで

消費税率の引き上げによる影響を緩和することを目的とした臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けています。

▼給付対象Ⅱ平成28年1月1日時点で本市に住民票があり、平成28年度市県民税が非課税の方

※ただし、課税されている方の扶養親族や生活保護受給者は対象になりません

▼支給額Ⅱ1人につき15,000円

▼申請方法Ⅱ3月中旬に給付対象に該当すると思われる方に申請書を送付していただきます。

必要書類を添えて社会福祉課に提出してください。

▼申請期限Ⅱ6月13日(火)

※期限までに申請書の提出がない場合は、給付金を受給できません

◆振り込め詐欺や個人情報保護の取扱いにご注意ください

給付金の給付手続きにあたり、市や厚生労働省の職員が電話で口座番号などの個人情報をお聞きします。

樹木の枝切りにご協力を

道路上に張り出した枝は、道路を狭くし、通行の妨げになるだけでなく、交通標識やカーブミラーを隠すなど、見通しを悪くして交通事故の原因になることもあり大変危険です。道路上の枝が原因で事故が発生した場合は、樹木の

所有者が責任を問われることがあります。

歩行者・通行車両の安全を守るためにも、道路沿いに土地を所有している方は、樹木の伐採・枝切りなど適切な管理をお願いいたします。

平成29年度から市全域を対象とする 地籍調査に着手します

本年度は、白里地区の一部で実施します。8月ごろに実施地区の土地所有者を対象とした説明会を開催します。対象の方へは後日、文書で通知しますので、ご協力をお願いします。

◆地籍調査とは

一筆ごとの土地について、土地所有者の立会いを経て、地番・地目・面積等を明確にし、簿冊（地籍簿）と正確な地図（地籍図）を作成します。

◆地籍調査のメリット

- ・土地所有者の費用負担なし
- ・所有権移転登記等の手続きは行政ではできません
- ・土地トラブルの未然防止や土地取引の円滑化
- ・災害のすみやかな復旧
- ・固定資産税の課税の適正化

◆地籍調査の流れ

①地元説明会Ⅱ説明会を開催し、土地所有者に調査の内容

やその必要性について説明します。

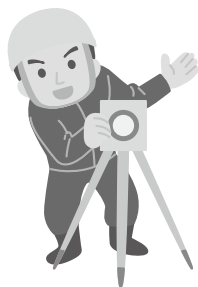
②一筆地調査(現地調査)Ⅱ一筆ごとの土地について、土地所有者の立会いにより、自分の土地と隣人の土地の境界確認をしていただき、地番、地目などもあわせて調査します。

※地籍調査では、この一筆地調査が大変重要になります

③地籍測量Ⅱ一筆ごとに位置を決め、測量を行います。これにより各筆の筆界点をもとに、正確な地図（地籍図）を作り、面積を測ります。

④成果の閲覧Ⅱ一筆地調査と地籍測量により作成した「地籍簿」と「地籍図」の写しが登記所に送付されます。登記所では「地籍簿」をもとに登記簿を修正し、公図の代わりに「地籍図」を登記所備え付けの正式な地図とします。以後、登記所では、地籍調査の成果を不動産登記の資料として活用します。

☎0475(70)0350



報を聞き出したり、銀行等のATMを案内することはありません。

また、書類の不備などの照会は原則郵便で行います。

◆ご自宅や職場などに不審な電話がかかってきたら、市社会福祉課や東金警察署にご連絡ください。

☎0475(70)0330

◆こんなときは

通行に支障となる樹木の枝などを発見した場合は、市建設課または山武土木事務所にご連絡ください。

☎(市道について)

建設課管理班
☎0475(70)0350

☎(県道について)

山武土木事務所維持課
☎0475(54)1136

私道の整備を補助します

市では、地域内の生活環境の整備を促進するため、「大綱白里市私道整備補助金交付要綱」に基づき、年度予算の範囲内で私道整備補助金の交付を行っています。

▶補助対象となる工事

- ・舗装を新設する工事(部分補修を除く)
- ・道路排水施設を新設または修繕する工事
- ・交通安全施設(道路反射鏡やガードレール等)を設置する工事

▶補助対象となる私道

次の条件をすべて満たした私道が補助対象となります(補助金の割合は別表参照)。

- ・道路の一端が公道と接続していること
- ・宅地と私道の境界が明確なこと
- ・当面の間、掘削工事が予定されていないこと
- ・私道の土地所有者等が、当該整備と一般の通行に利用することに同意し、市の条例等に基づく負担すべき金額を納めていること
- ・5戸以上の家屋が接して日常的に利用し、10年以上居住していること
- ・道路排水施設は、放流先が整備されており、関係地区の排水同意が得られていること



・その他「大綱白里市私道整備補助金交付要綱」に定めていること

▶維持管理

整備工事が終了した私道の維持管理は、所有者の皆さんが共同で行うこととなります。私道の良好な維持管理をお願いします。

〈補助金の割合〉

要件	私道の幅員	
	4m未満	4m以上
両端が公道と接続している私道	工事費の5.5/10	工事費の6.5/10
一端が公道と接続している私道	工事費の5.0/10	工事費の6.0/10

☎0475(70)0350

☎0475(70)0350